

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第36号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第1条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第23条 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(保育所の設備の基準の特例)</p> <p>第41条 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第10条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所以外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われるこ</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(保育所の設備の基準の特例)</p> <p>第41条 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第10条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所以外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>に</p>

と。

(3)～(5) (略)

2 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における保育所（地方公共団体が設置するものに限る。以下この項において同じ。）について特区法第4条第9項に規定する内閣総理大臣の認定（特区法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた日以後は、当該認定を受けた計画に係る保育所のうち、次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、当該保育所の乳児又は3歳に満たない幼児（以下この項において「3歳未満乳幼児」という。）に対する食事の提供について、当該保育所以外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(1) (略)

(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

(職員)

第53条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部

による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における保育所（地方公共団体が設置するものに限る。以下この項において同じ。）について特区法第4条第9項に規定する内閣総理大臣の認定（特区法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた日以後は、当該認定を受けた計画に係る保育所のうち、次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、当該保育所の乳児又は3歳に満たない幼児（以下この項において「3歳未満乳幼児」という。）に対する食事の提供について、当該保育所以外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(1) (略)

(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

(職員)

第53条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は

を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2～7 (略)

(職員)

第63条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として基準府令第49条第1項のこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第77条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

5～11 (略)

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことが

管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2～7 (略)

(職員)

第63条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として基準府令第49条第1項のこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第77条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

5～11 (略)

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を

できる。

13～15 (略)

(職員)

第77条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に依り、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士

(2)～(5) (略)

2～5 (略)

(職員)

第87条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2～6 (略)

(職員)

第95条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の

置かないことができる。

13～15 (略)

(職員)

第77条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に依り、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士又は管理栄養士

(2)～(5) (略)

2～5 (略)

(職員)

第87条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2～6 (略)

(職員)

第95条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の

生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2～6 (略)

生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2～6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第2条 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第5条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第4号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 栄養士 1以上</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項（第1号を除く。）、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会</p>	<p>第5条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第3号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第4号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項（第1号を除く。）、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び同項第4号の調理員については、併せて設</p>

福祉施設の職務に従事させることができる。 8・9 (略)	置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 8・9 (略)
---------------------------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第3条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 栄養士 1以上</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項各号（第1号を除く。）及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項各号（第1号を除く。）及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。